

千葉県報

号外
令和4年11月26日

主要目次

- 疑似患者の発生
- 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限
- 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限

告

示

千葉県告示第五百三十七号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患者の発生届出があった。

令和四年十一月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

| 病名 | 患者又は疑似患者の区分 | 家畜の種類 | 羽数 | 発生場所 | 発生日 |
|--------------|-------------|-------|----|-------|-------------|
| 高病原性鳥インフルエンザ | 疑似患者 | あひる | 一四 | 香取市富田 | 令和四年十一月二十六日 |

千葉県告示第五百三十七号の三

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域内での移動、当該区域内への移入及び当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。

令和四年十一月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

| 区 | 域 | 期間 |
|--|---|------|
| 香取市の一部（一ノ分目（香取市市道四六六五号線の以北の区域を除く。））、大倉（香取市市道一七号線の以北の区域を除く。）、小見川、上小堀、木内、三ノ分目（香取市市道四六六五号 | | 当分の間 |

線の以北の区域を除く。））、下小川（黒部川の以南の区域を除く。））、下小堀、富田、野田、本郷、増田、虫幡（県道佐原山田線の以西の区域を除く。））、八日市場及び分郷）

千葉県告示第五百三十七号の四

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。

令和四年十一月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

| 区 | 域 | 期間 |
|--|---|------|
| 一 香取市の一部（阿玉川、阿玉台、油田、和泉、磯山、一ノ分目（香取市市道四六六五号線の以北の区域に限る。））、市和田、入会地、岩ヶ崎台、岩部、内野、扇島、大倉（香取市市道一七号線の以北の区域に限る。））、大倉丁子、大崎、大角、大根、岡飯田、小見、織幡、貝塚、加藤洲、香取、釜塚、返田、川頭、川上、神生、北一丁目、北二丁目、北三丁目、北原地新田、久保、九美上、公官洲、高野、五郷内、米野井、三ノ分目（香取市市道四六六五号線の以北の区域に限る。））、志高、下飯田、下小川（黒部川の以南の区域に限る。））、下小野、白井、新々田、助沢、高萩、竹之内、多田、田部、附洲新田、津宮、長岡、長島、中洲、長山、新市場、新里、新部、仁良、旗鉾、八本、鳩山、羽根川、布野、府馬、古内、牧野、南原地新田、虫幡（県道佐原山田線の以西の区域に限る。））、本矢作（栗山川の以北の区域に限る。））、山川、山倉（県道山田栗源線の以北の区域に限る。））、丁子、与倉、吉原、龍谷、佐原イ、佐原ニ、佐原ハ、佐原ホ、佐原ロ、篠原イ、篠原ロ及び木内虫幡上小堀入会地） | | 当分の間 |
| 二 香取郡東庄町の一部（神田、窪野谷、小貝野、笹川い、笹川ろ、高部、東和田、平山及び舟戸） | | |

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八